



年金広報 | 2015.6.15 6月号 (通巻672号) Vol.27



実務担当者のための 年金講座 第1回

掲載：2015年6月15日

被用者年金制度の一元化で、加給年金額の支給停止はどうなるのか？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』（『浦和論叢』2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部）

10月1日の一元化の施行日まで、あと3ヶ月あまりとなりました。

年金事務所や金融機関では、厚生年金と共済年金の加入期間があるという妻から、次のような相談が寄せられてきます。「私がこのまま厚生年金に加入して働いていると、現在加入している厚生年金の加入期間と昔加入していた共済組合の加入期間とを合計して20年以上になりますが、そうすると夫に加算されている加給年金額は支給停止になるのですか？」という相談です。

政令がまだ出されていないので、確定的に述べられない事項はありますが、わかっている範囲内で、加給年金額について、事例をあげながら説明していきます。

加給年金額の支給停止の時期（原則的な事例）

～一元化後に夫に加給年金額が加算され、一元化後に妻が、共済年金と厚生年金の加入期間が合算して20年となる場合～

まずは、原則的な事例から、一元化後の加給年金額がどうなるかをみていきましょう。やはり基本をおさえるのが大切だと筆者は認識しています。

ケーススタディ①

◆A夫婦の年金データ（生計維持関係あり）

～年齢は、平成27年6月1日現在のもの～

■夫（昭和25年12月12日生まれ、現在64歳、無職）

一元化後に65歳となる。厚生年金25年、国民年金10年加入。受給権発生は、60歳（平成22年12月）。65歳（平成27年12月）で、加給年金額加算。

■妻（昭和31年10月31日生まれ、現在58歳、無職）

共済年金（市役所勤務）13年、厚生年金7年、国民年金15年加入。

【図1】の〈夫の年金支給図〉と〈妻の年金支給図〉をご覧ください。

夫は、一元化後の平成27年12月11日に65歳となり、平成28年1月分から加給年金額が加算されます。

一元化前であれば、妻が65歳になるまで、加給年金額が加算されていましたが、一元化後は変わります。

実務担当者のための年金講座

- ① 加給年金額の支給停止の時期（原則的な事例）
- ② 加給年金額の加算の時期（原則的な事例）
- ③ 加給年金額の支給停止の時期（一元化前にすでに加算されている事例）
- ④ 加給年金額の加算の時期（応用編）

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る”年金講座【第6回】」
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る”年金講座【第5回】」
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る”年金講座【第4回】」
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る”年金講座【第3回】」

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問場を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



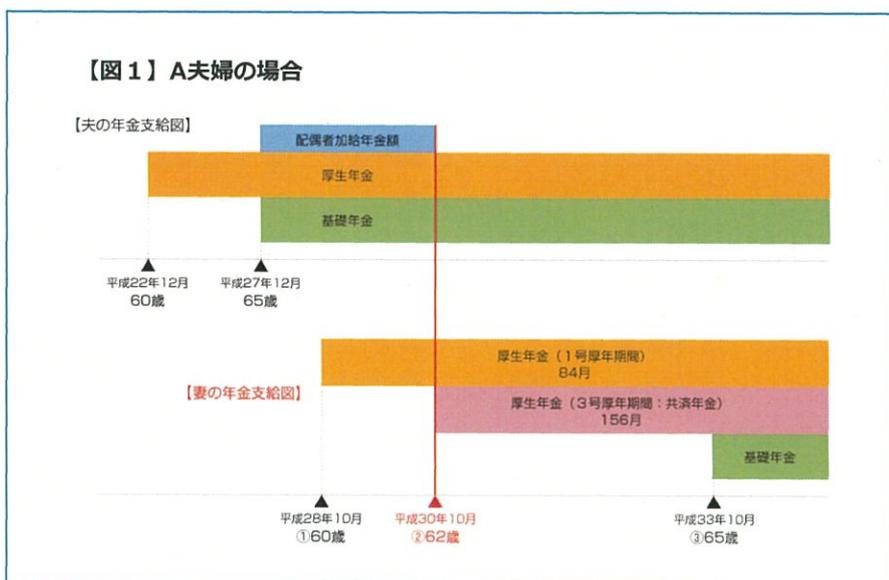
一元化法施行後は、厚生年金と共済年金の加入期間は合算して、加給年金額の加算要件を判定します。判定する場合は、次のとおりです。

- ①一元化法施行後に受給権が発生する場合
- ②一元化法施行後に年金額が改定する場合（65歳時、退職改定時等）

A夫婦の場合、妻の加給年金額の加算要件（240月）は、特別支給の老齢厚生年金（3号厚年期間：共済年金）の受給権が発生した時点（平成30年10月）で満たされることとなりますから、夫の加給年金額は平成30年11月分から支給停止となります。

妻に振替加算は支給されるのか？

なお、この妻が65歳になったときに、この妻には振替加算は加算されません。（国民年金法附則（昭和60年）第14条。なお、2以上の種別の期間を有する場合の取扱いについては、政令で規定される見込みです。）



▶ | 次へ

▶ 年金講座 バックナンバーはこちら

▶ このページのトップへ



年金広報 | 2015.6.15 6月号 (通巻672号) Vol.27



実務担当者のための 年金講座 第1回

掲載：2015年6月15日

被用者年金制度の一元化で、加給年金額の支給停止はどうなるのか？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』（『浦和論叢』2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部）

10月1日の一元化の施行日まで、あと3ヶ月あまりとなりました。

年金事務所や金融機関では、厚生年金と共済年金の加入期間があるという妻から、次のような相談が寄せられてきます。「私がこのまま厚生年金に加入して働いていると、現在加入している厚生年金の加入期間と昔加入していた共済組合の加入期間とを合計して20年以上になりますが、そうすると夫に加算されている加給年金額は支給停止になるのですか？」という相談です。

政令がまだ出されていないので、確定的に述べられない事項はありますが、わかっている範囲内で、加給年金額について、事例をあげながら説明していきます。

加給年金額の加算の時期（原則的な事例）

～共済年金と厚生年金の加入期間が合算して20年ある、年上の妻が、一元化後に、65歳となり、加給年金額が加算される場合～

これも原則的な事例です。加給年金額が加算される場合の、基本型です。

共済年金と厚生年金に加入する期間が20年以上ある年上の妻が65歳になったら、加給年金額はどうか、を事例でみていきましょう。

◆ ケーススタディ②

◆ B夫婦の年金データ（生計維持関係あり）

－年齢は、平成27年6月1日現在のもの－

■ 妻（昭和29年5月31日生まれ、現在61歳、無職）

共済年金（市役所勤務）13年、厚生年金7年、国民年金15年加入。
受給権発生は、60歳（平成26年5月）。

■ 夫（昭和35年11月30日生まれ、現在54歳、自営業）

共済年金（市役所勤務）10年、国民年金20年加入（現在も加入）。
受給権発生は、64歳（平成36年11月）。

【図2】の〈夫の年金支給図〉と〈妻の年金支給図〉をご覧ください。

妻は、平成26年5月に60歳となり、特別支給の老齢厚生年金が、そして平成27年

実務担当者のための 年金講座

- ① 加給年金額の支給停止の時期（原則的な事例）
- ② 加給年金額の加算の時期（原則的な事例）
- ③ 加給年金額の支給停止の時期（一元化前にすでに加算されている事例）
- ④ 加給年金額の加算の時期（応用編）

年金広報

📖 Topics | トピックス

👤 実務担当者のための 年金講座

🎧 ねんきん最前線 市区町村 VOICE

📖 バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】 NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見える年金講座【第6回】」
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見える年金講座【第5回】」
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見える年金講座【第4回】」
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見える年金講座【第3回】」

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問場を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



5月には61歳となり、特別支給の退職共済年金の受給権が発生しています。

この妻が、平成31年5月に65歳になったとき、一定の要件を満たす配偶者（この事例の場合は夫）がいる場合、被用者年金（厚生年金と共済年金）に240月以上加入しているということで、加給年金額は加算されるのでしょうか？

それとも、一元化前に、妻自身の報酬比例部分（地方公務員共済年金の場合は、給料比例部分）の受給権が発生しているということで、加給年金額は発生しないということになるのでしょうか？

B夫婦の場合、本来の老齢厚生年金の受給権発生日（65歳到達時点）が、一元化の施行日後であるため、改正後の規定を適用して加給年金額の判定を行いますので、加給年金額が加算されます（一元化後の厚生年金保険法第78条の27）。

加給年金額を支給するのは、日本年金機構？ 共済組合？

なお、【加給年金額の加算の基準】については、次のように、政令で規定される見込みです。

2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の加給年金額の加算については、次の基準に基づき加算する見込みです。

- ①加給年金額の加算開始が最も早い年金に加算する。
- ②同時の場合は、加入期間が長い年金に加算する。
- ③加入期間の長さも同じ場合は、1号厚年・2号厚年・3号厚年・4号厚年の順に加算する。

従って、B夫婦の妻の場合、②に該当しますので、加給年金額は加入期間が長い厚生年金（3号厚年：共済年金）に加算され、地方公務員共済組合から支給されるということになります（見込み、政令で規定される見込みです）。

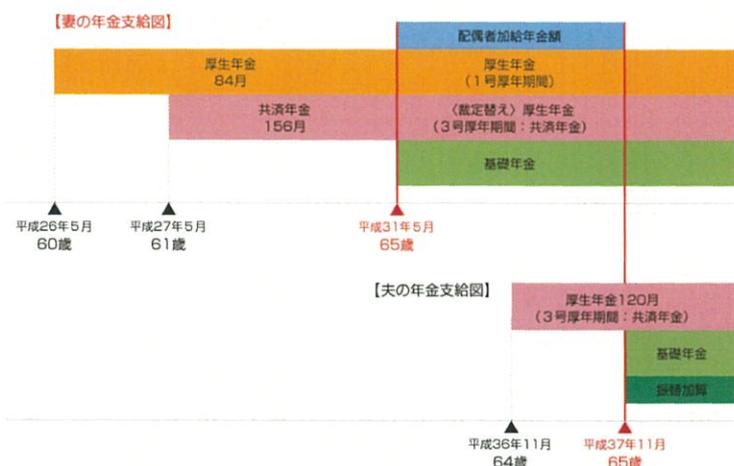
妻に支給される加給年金額はいつまでか？

B夫婦の妻に加算された加給年金額は、夫が65歳に達する（平成37年11月）まで、支給されます。この夫が65歳になったときに、この夫には振替加算が支給されます（平成27年度の年金額で20,900円）。

なお、この夫が、市役所に20年勤務していた場合は、妻に加算された加給年金額は、夫が64歳に達する（平成36年11月）までとなり、平成36年12月分から支給停止となります。夫に、20年以上加入した特別支給の老齢厚生年金（3号厚年期間）の受給権が発生し、加給年金額の加算要件を満たすことになったからです。



【図2】B夫婦の場合



[▶ | 次へ](#)

[▶ 年金講座 バックナンバーはこちら](#)

[▶ このページのトップへ](#)

[▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報について](#) [▶ サイトマップ](#) [▶ お問い合わせ](#)

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.



年金広報 | 2015.6.15 6月号 (通巻672号) Vol.27



実務担当者のための 年金講座 第1回

掲載：2015年6月15日

被用者年金制度の一元化で、加給年金額の支給停止はどうなるのか？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』（『浦和論叢』2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部）

10月1日の一元化の施行日まで、あと3ヶ月あまりとなりました。

年金事務所や金融機関では、厚生年金と共済年金の加入期間があるという妻から、次のような相談が寄せられてきます。「私がこのまま厚生年金に加入して働いていると、現在加入している厚生年金の加入期間と昔加入していた共済組合の加入期間とを合計して20年以上になりますが、そうすると夫に加算されている加給年金額は支給停止になるのですか？」という相談です。

政令がまだ出されていないので、確定的に述べられない事項はありますが、わかっている範囲内で、加給年金額について、事例をあげながら説明していきます。

加給年金額の支給停止の時期 ～一元化前にすでに加給年金額が加算されている事例～

一元化前に、すでに加給年金額が、加算されている事例については、判断に悩むところです。

C夫婦の妻の年金データは、A夫婦の妻と同じです。

しかし、C夫婦の夫は、昭和24年12月12日生まれで、平成26年12月に65歳になり、すでに、夫の老齢厚生年金には加給年金額が加算され、平成27年1月分から支給されています。

一元化の実施で、C夫婦の夫の加給年金額は、どうなるのでしょうか？ 年金事務所や金融機関の窓口で、多くの相談が寄せられている事例なのではないでしょうか？

ケーススタディ③

◆C夫婦の年金データ（生計維持関係あり）

－年齢は、平成27年6月1日現在のもの－

■夫（昭和24年12月12日生まれ、現在65歳、無職）

一元化前に65歳となり、加給年金額がすでに加算されている（平成26年12月に65歳で、加給年金額加算）。

厚生年金25年、国民年金10年加入。受給権発生は、60歳（平成21年12月）。

■妻（昭和31年10月31日生まれ、現在58歳、無職）

共済年金（市役所勤務）13年、厚生年金7年、国民年金15年加入。

実務担当者のための 年金講座

- ① 加給年金額の支給停止の時期（原則的な事例）
- ② 加給年金額の加算の時期（原則的な事例）
- ③ 加給年金額の支給停止の時期（一元化前にすでに加算されている事例）
- ④ 加給年金額の加算の時期（応用編）

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る”年金講座【第6回】」
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る”年金講座【第5回】」
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る”年金講座【第4回】」
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る”年金講座【第3回】」

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問場を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



【図3】〈夫の年金支給図〉と〈妻の年金支給図〉をご覧ください。

【一元化前】であれば、妻が65歳になるまで、夫に加給年金額が加算されます。しかし、【一元化後】であれば、厚生年金と共済年金の加入期間を合算します。すると、加入期間は240月になります。

夫の加給年金額は、いつ支給停止となるのでしょうか？

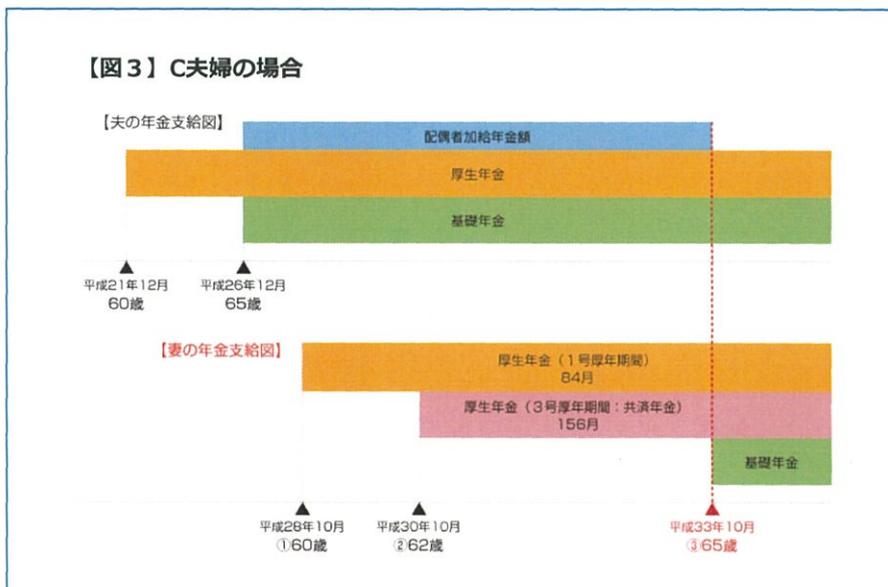
筆者の考えでは、この事例のように、一元化法施行前から夫に加給年金額が加算されている場合、一元化法施行後に妻の厚生年金と共済年金の加入期間が、合計して20年になったとしても、年金受給権者の期待権に配慮して、夫の加給年金額は支給停止とならないよう政令による経過措置が定められる見込みと認識しています。したがって、このC夫婦の事例では、夫に加算された加給年金額は、妻が65歳になるまで支給されると、筆者は判断します。（なお、一元化法附則の規定によって、支給停止にならないと解釈できるとの説もあります。この場合も、結論は同じになります。）

年金相談では確実な情報をもとに、適切かつ慎重な対応が望まれますが、一元化前に加給年金額が加算されている事例については、このように取り扱われるものと筆者は判断しています。

いずれにしても、政令が決定されないことには、正確に対応できないので、窓口の相談員の苦労はたいへんだと思います。

妻に振替加算は支給されるのか？

この妻が65歳になったときに、この妻には振替加算は加算されません。（国民年金法附則（昭和60年）第14条。なお、2以上の種別の期間を有する場合の取扱いについては、政令で規定される見込みです。）



▶ 次へ

▶ 年金講座 バックナンバーはこちら

▶ このページのトップへ

年金広報 | 2019.6.15 6月号 (通巻672号) Vol.27



実務担当者のための 年金講座 第1回

掲載：2015年6月15日

被用者年金制度の一元化で、加給年金額の支給停止はどうなるのか？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』（『浦和論叢』2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部）

10月1日の一元化の施行日まで、あと3ヶ月あまりとなりました。

年金事務所や金融機関では、厚生年金と共済年金の加入期間があるという妻から、次のような相談が寄せられてきます。「私がこのまま厚生年金に加入して働いていると、現在加入している厚生年金の加入期間と昔加入していた共済組合の加入期間とを合計して20年以上になりますが、そうすると夫に加算されている加給年金額は支給停止になるのですか？」という相談です。

政令がまだ出されていないので、確定的に述べられない事項はありますが、わかっている範囲内で、加給年金額について、事例をあげながら説明していきます。

加給年金額の加算の時期（応用編）

窓口の相談で適切に対応するためには、日頃から、さまざま事例を想定して、「こういう場合はどうなるのか」ということを考えておく必要があります。

それでは、こんな事例はどうなるのでしょうか？

▶ ケーススタディ④

◆ 夫婦の年金データ（生計維持関係あり）

－年齢は、平成27年6月1日現在のもの－

■ 妻（昭和29年5月31日生まれ、現在61歳、無職）

共済年金（市役所勤務）15年、厚生年金3年、国民年金15年加入。
受給権発生は、60歳（平成26年5月）。

■ 夫（昭和35年11月30日生まれ、現在54歳、自営業）

共済年金（市役所勤務）10年、国民年金20年加入（現在も加入）。
受給権発生は、64歳（平成36年11月）。

このケーススタディで、いまから妻がパートなどで働き、厚生年金保険の被保険者になった場合、あと24月加入し、一元化後に240月を満たした場合は、65歳（平成31年5月）から加給年金額は加算されるのでしょうか？

実務担当者のための 年金講座

- ① 加給年金額の支給停止の時期（原則的な事例）
- ② 加給年金額の加算の時期（原則的な事例）
- ③ 加給年金額の支給停止の時期（一元化前にすでに加算されている事例）
- ④ 加給年金額の加算の時期（応用編）

年金広報

📖 Topics | トピックス

👤 実務担当者のための 年金講座

🎙️ ねんきん最前線 市区町村 VOICE

📖 バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る”年金講座【第6回】」
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る”年金講座【第5回】」
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る”年金講座【第4回】」
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る”年金講座【第3回】」

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問場を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座
Home Maintenance

健康増進・介護予防
Health & Nursing Care

また、65歳以後に240月を満した場合は、退職して退職改定され、その時点で一定の要件を満たす配偶者がいれば、加給年金額は加算されるのでしょうか？

いずれも加算される、と筆者は考えます。

◀ | 前へ



● 年金講座 バックナンバーはこちら

この記事はいかがでしたか？
ボタンを押して評価してください。

良かった

良くなかった

どちらでもない

この記事の感想をお寄せ下さい。

送信

▲ このページのトップへ

▶このサイトについて ▶個人情報について ▶サイトマップ ▶お問い合わせ

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.